

4月1日から市役所の組織が変わります 北上市組織再編

新しい総合計画を着実に実行するため、4月から新しい組織体制となります。主な再編部署を紹介します。

■問い合わせ：政策企画課 ☎72-8224

【企画部】
■都市プロモーション課・情報政策推進室
情報政策を強化するため設置します。

■危機管理課・危機管理係・消防係
消防防災部を企画部に統合。危機管理全般を担当します。

【財務部】
■財政課・財政係・契約検査係
■資産経営課・資産計画係・管財係・管繕係
財政課と契約検査課を再編します。

【まちづくり部】
■地域づくり課・多様性社会推進係
男女共同参画や多文化共生を推進するため設置します。

【福祉部】
保健福祉部を改称します。また、福祉課を2課に分割します。

■地域福祉課・福祉企画係・生活保護係
■障がい福祉課・自立支援係・相談認定係

【健康こども部】
健康施策や子育て施策を担当する新たな部として設置します。

■主な再編部署（該当部署を青字で記載）

部	課
企画部	政策企画課、総務課、 都市プロモーション課 、 危機管理課
財務部	財政課 、 資産経営課 、市民税課、資産税課、収納課
福祉部	国保年金課、 地域福祉課 、 障がい福祉課 、長寿介護課
健康こども部	健康づくり課 、子育て支援課、 子育て世代包括支援センター
都市整備部	道路環境課、都市計画課、 都市再生推進課 、下水道課

3月22日から窓口業務がスタートしました 保健・子育て支援複合施設一部オープン

市民の健康づくりと子育て支援の拠点「保健・子育て支援複合施設ほくほく」が、新穀町のツインモータープラザ西館にオープンします。

これに先立ち、3月22日には、健康増進課と子育て支援課が先行して移転し、窓口業務を開始しました。また、子育て世代包括支援センターを設置し、母子健康手帳の交付や妊娠・出産・育児に関する相談も始めています。

おやこセンター（旧大通り保育園地域子育て支援センター）、ほいくルーム（一時保育室）、市民交流プラザ「ふれあいホール（催事場）、もぐもぐキッチン、まなびルーム（研修室）」
※ほいくルームは4月1日（木）、おやこセンターは4月5日（月）にオープンする予定です。
※市民交流プラザはワクチン接種事業のため、予約受付を当面停止します。

令和3年度は3年に1度の固定資産税評価替えの年で 固定資産税評価替え・価格帳簿の縦覧

固定資産税は、土地や家屋などを所有している人に対して課税される市税です。令和3年度は、固定資産税を見直す、評価替えの年度です。

【評価方法】
■土地：地価公示価格などから決定した評価額を基に課税標準額を算出。
※新型コロナウイルスの拡大による経済情勢を踏まえ、前年度の課税標準額を一部据え置きます。

■家屋：前回評価額や、建築費の上昇率、年数を経ることによる減価率によ

り算出

【価格帳簿の縦覧】

■とき：4月1日（木）～5月31日（月）
■ところ：資産税課

■縦覧できる人：納税者本人、納税者と同一世帯の親族、納税管理人、納税者から委任された人

■必要書類：顔写真付きの本人確認書類（委任の場合は委任状）

※3年度の納税通知書と課税明細書は4月下旬に送付します。
■問い合わせ：資産税課 ☎72-82211

市の動き

令和2年度北上市市勢功労者表彰式

3月2日

本年度の市勢功労者表彰式は、ホテルシティプラザ北上で行われました。新型コロナウイルス感染症に配慮し、受賞者や市関係者のみ約50人が参列し、市勢功労者5人の功績をたたえました。今回表彰されたのは、高橋初男氏（故人）、及川誠氏、小笠原直敏氏（故人）、高橋祥元氏、島津秀三郎氏の5人。初男氏に代わり参列した、長女的美香さんは「父は生まれた北上市を愛していた。このような賞をいただき、喜んでいると思う」と述べました。



展勝地景観フォーラム2021

3月13日

展勝地景観フォーラム2021は、展勝地100周年記念事業の一環として、日本現代詩歌文学館で行われました。参加者約60人が展勝地エリアの価値を共有し、次世代へ受け継いでいくために必要なことを学びました。高橋市長、早稲田大学理工学術院の後藤春彦教授、弘前大学大学院地域社会研究科研究科長で北上市景観審議会の北原啓司会長が講演。北原会長は「10年先の景観を思い育てることが100年先の風景をつくる」と景観まちづくりの重要性を訴えました。



平成20年以前に建てた家屋を所有する人へ 木造家屋の評価計算方法の見直し

平成20年以前に建てた木造家屋の評価計算を見直すことになりました。該当家屋を所有する人は、評価額の再計算により、固定資産税の還付や徴収が生じる場合があります。4月に新設する資産調査室を中心に調査し、令和3年度から対象者へ通知する予定です。

■問い合わせ：資産税課 ☎72-8212

【経緯】

家屋の評価は、経年減点補正率を用います。この経年減点補正率は、木造家屋の場合は種類ごとに同等の建物を再建築するのに必要な価格を面積で割った値（1㎡当たり再建築費評価点

数）によって、固定資産評価基準に定める複数区分の中から適用する区分が決まります。

これまで市は、平成20年以前建築の木造家屋に対して、この複数区分のうち、一つの区分を一律適用し評価額を計算していました。令和3年度に対象となる家屋の計算方法を見直すとともに、過去の評価額についても再計算することとしました。1㎡当たり再建築費評価点数の高い家屋は、評価額の減価にかかる年数が長くなり、1㎡当たり再建築費評価点数の低い家屋は評価額の減価する年数が短くなります。

【今後の対応】

この見直しによって、平成29年度以降の固定資産税について税額に差額が生じる人には令和3年度中に通知し、その後、平成28年度課税以前の差額について調査確認のうえ、差額補てんの作業を行います。

【具体的な算出 専用住宅の場合】

専用住宅の場合、平成20年以前に建築した家屋の経年減点補正率（減価率）は、25年を下限となる区分を一律適用してきましたが、1㎡当たり再建築費評価点数に基づいた区分適用に改めます（下表参照）。

その他の木造家屋も種類ごとの経年減点補正率表の区分を適用します。

※そのほか、積雪寒冷地補正（令和3年度北上市は0・80）があるため、実際の経年減点補正率は、下表よりも早く下限の2割に下落します。

■木造家屋経年減点補正率表の適用区分（専用住宅の場合）

	延べ床面積 1㎡当たり再建築費評価点数区分			
	55,120点未満	55,120点以上 86,320点未満	86,320点以上 133,120点未満	133,120点以上
経年減点補正率が下限の0.2となる年数	15年	20年	25年	35年